

## 入札にあたっての注意事項

本案件は、複数年にわたる業務委託契約のスライド条項の適用対象案件です。

賃金水準や物価水準に一定以上の変動があった場合に、2年目以降の契約金額について  
変更契約の協議の申請を行うことができます。

変更協議時における変更契約金額の算出方法等については、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

なお、入札にあたっては、履行開始から12か月以降の賃金水準及び物価水準の変動リスクを加味しない金額で入札してください。

落札者となった場合は、契約金額内訳書の提出を求めるので、契約締結後直ちに提出してください。

※スライド制度の詳細については本市ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032672.html>)

変更契約にあたっては、本市と変更契約金額等について協議が必要です。

なお、変更協議にあたっては、契約日（業務の準備期間が設けられている業務について  
は履行開始日）から12か月経過後（2回目以降は前回スライド変更日から  
12か月経過後）以降にスライド協議の請求書の提出が必要になります。